

教科用図書採択について

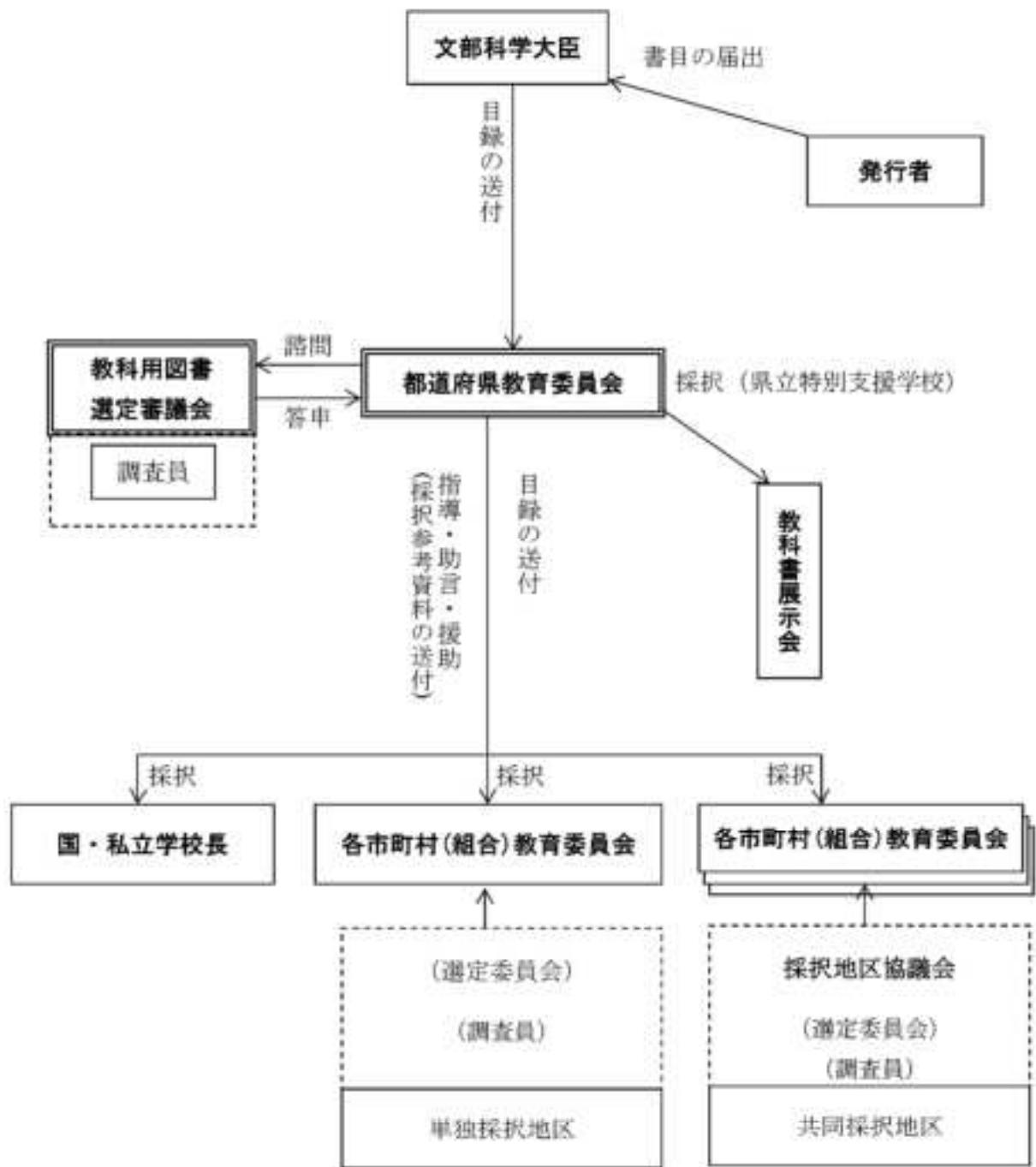
〈定例教育委員会 説明資料〉

令和 7 年 4 月 9 日

〈資料内容〉

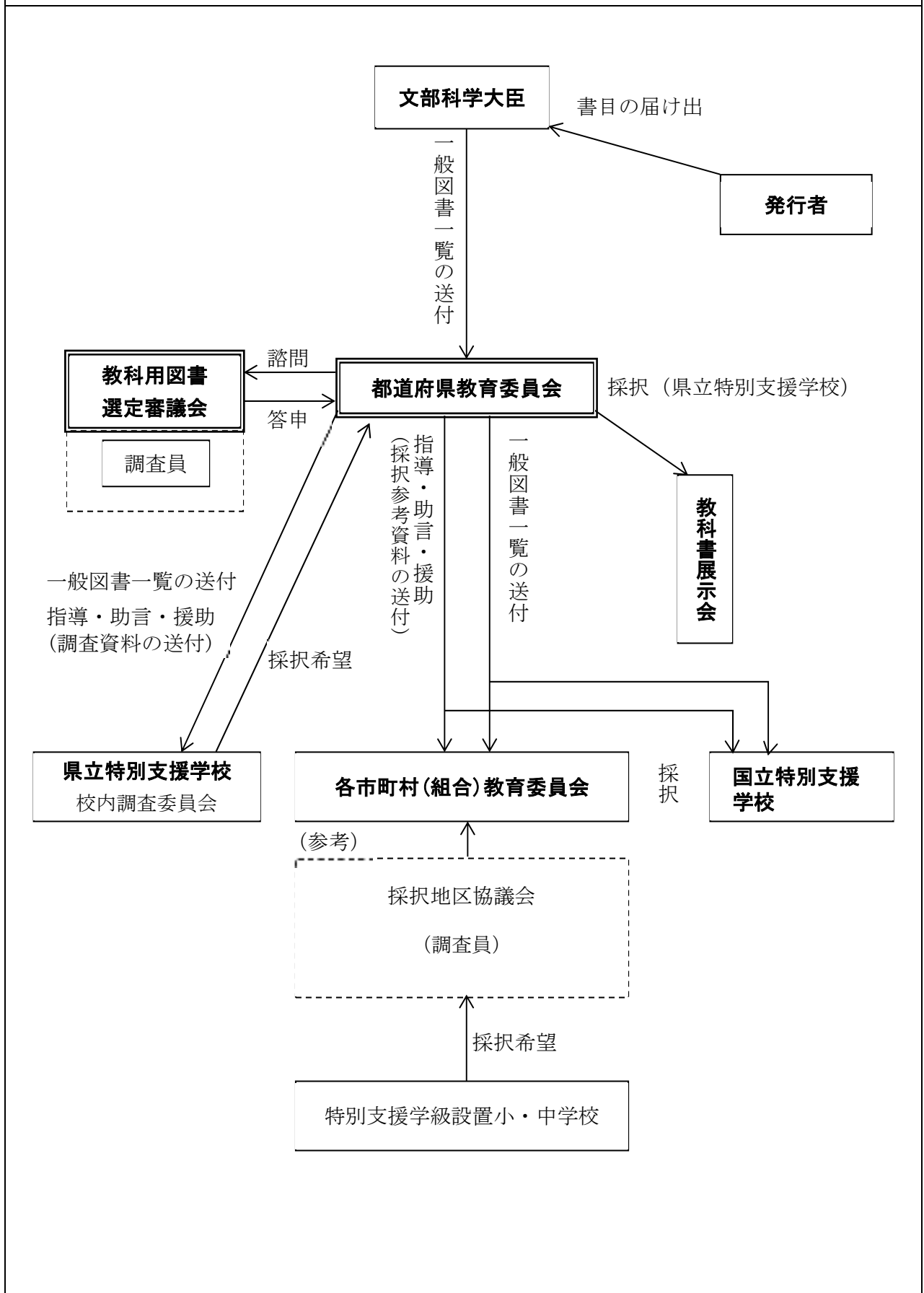
(1) 教科用図書の採択の仕組みと審議会の役割	
・義務教育諸学校用教科書	1
・特別支援教育用教科書「一般図書(特別支援学校・特別支援学級用)」	
.....	2
(2) 関係法令	3

義務教育諸学校用教科書の採択の仕組みと審議会の役割



採択地区協議会は法令上設けなければならないもの。括弧書きの組織等は任意的に設けられるもの

特別支援教育用教科書「一般図書（特別支援学校・特別支援学級用）」の採択の仕組みと審議会の役割



【関係法令】

○学校教育法

第三十四条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

② 前項に規定する教科用図書（以下この条において「教科用図書」という。）の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）である教材がある場合には、同項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、児童の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。

③ 前項に規定する場合において、視覚障害、発達障害その他の文部科学大臣の定める事由により教科用図書を使用して学習することが困難な児童に対し、教科用図書に用いられた文字、図形等の拡大又は音声への変換その他の同項に規定する教材を電子計算機において用いることにより可能となる方法で指導することにより当該児童の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部又は一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。

第四十九条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。

附則第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

② 第三十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により使用する教科用図書について準用する。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

第三章 採択

（都道府県教育委員会の任務）

第十条 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

（教科用図書選定審議会）

第十一条 都道府県教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

（選定審議会の所掌事務）

第八条 選定審議会は、都道府県教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県教育委員会に建議する。

一 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項

二 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項
(選定審議会の委員)

第九条 選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第一号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね三分の一になるようにしなければならない。

一 義務教育諸学校の校長及び教員

二 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の教育長、委員及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員

三 教育に関し学識経験を有する者

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。
(教育委員会規則への委任)

第十条 前条に定めるもののほか、選定審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

(同一教科用図書を採択する期間)

第十五条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条第一項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。

○山梨県教科用図書選定審議会委員の定数に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十一条第二項の規定による山梨県教科用図書選定審議会の委員（以下「委員」という。）の定数について定めるものとする。

(定数)

第二条 委員の定数は、二十人とする。

○山梨県教科用図書選定審議会規則

(目的)

第一条 この規則は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）第十条の規定に基づき、山梨県教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員)

第二条 選定審議会に、会長及び副会長各一名を置く。

2 会長及び副会長は、選定審議会の委員（以下「委員」という。）の互選により選出する。

3 会長は、会務を掌理し、これを代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第三条 会議は、必要に応じ山梨県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(調査員)

第四条 選定審議会に、教科用図書の専門的な調査研究を行なうため、調査員を置く。

- 2 調査員は、義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、必要な教科について若干名あて置くものとし、教育委員会が任命する。
- 3 調査員は、義務教育諸学校で使用する教科用図書について会長が指示する事項について専門的な調査研究を行なうものとする。

(事務局)

第五条 選定審議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、山梨県教育庁義務教育課内に置く。
- 3 事務局に、事務局長及び事務局員若干名置くものとし、教育委員会事務局の職員のなかから教育委員会が任命する。（平九教委規則八・一部改正）

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日から適用する。

附 則（平成九年教委規則第八号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。